#### 神奈川県立体育センター等特定事業に関する変更契約書(第2回)

神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社(以下「事業者」という。)と神奈川県(以下「県」という。)は、平成29年4月27日付で仮に契約し、同年7月6日の神奈川県議会の議決をもって本契約となった神奈川県立体育センター等特定事業特定事業契約(以下「原契約」という。)及び平成30年9月14日付で締結した神奈川県立体育センター等特定事業に関する変更契約(第1回)(以下「変更契約1」という。)について、下記のとおり契約内容の一部を変更する。

本変更契約は仮契約であって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 12 条の規定により、神奈川県議会の議決をもって、本変更契約が締結されたものとする。

なお、本変更契約の用語の定義は、本変更契約に別段の定めがない限り、原契約及び変更契約1によるものとする。

### 契約変更の事項

#### 1 契約金額の増

変更契約1別紙1の契約金額を次のとおり変更する。

契約金額の増 金637,156,704円(取引に係る消費税及び地方消費税額 金147,809,146円)

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法 第 72 条の 82 及び第 83 の規定により算出したものである。

#### (増額分内訳)

- (1) 第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート、グリーンハウス(各施設に付随する外構を含む。)の施設整備業務に係る対価【サービス購入料1-(1)】
  - 契約金額の増 金 330,725,724円(取引に係る消費税及び地方消費税額 金 30,065,975円)
- (2)本館棟(施設に付随する外構を含む。)の施設整備業務に係る対価【サービス購入料1-(2)】 契約金額の増 金207,556,590円(取引に係る消費税及び地方消費税額 金18,868,781円)
- (3) 第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート、グリーンハウス(各施設に付随する外構を含む。)の開業準備業務に係る対価【サービス購入料1-(3)】
  - 契約金額の増 金632,900円(取引に係る消費税及び地方消費税額 金632,900円)
- (4)本館棟(施設に付随する外構を含む。)の開業準備業務に係る対価【サービス購入料1-(4)】 契約金額の増 金594,500円(取引に係る消費税及び地方消費税額 金594,500円)
- (5) 施設等のうち第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート、グリーンハウス及びその他施設(各施設に付随する外構を含む。)の維持管理業務に係る対価【サービス購入料2-(1)】 契約金額の増金45,864,150円(取引に係る消費税及び地方消費税額金45,864,150円)
- (6) 施設等のうち本館棟(施設に付随する外構を含む。)の維持管理業務に係る対価【サービス購入料2-(2)】
  - 契約金額の増 金 10,367,840 円(取引に係る消費税及び地方消費税額 金 10,367,840 円)
- (7) 施設等のうち第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート、グリーンハウス及びその他 施設の運営支援業務に係る対価【サービス購入料3-(1)】
  - 契約金額の増 金 27,999,000 円 (取引に係る消費税及び地方消費税額 金 27,999,000 円)
- (8) 施設等のうち宿泊棟の運営支援業務に係る対価【サービス購入料3-(2)】 契約金額の増 金9,000,000円(取引に係る消費税及び地方消費税額 金9,000,000円)

### (9) SPC運営経費に係る対価【サービス購入料4】

契約金額の増 金4,416,000円(取引に係る消費税及び地方消費税額 金4,416,000円)

### 2 支払限度額等の変更

変更契約1別紙2の支払限度額及び出来形予定額を別紙1「支払限度額及び出来形予定額の変更」のとおり変更する。

3 法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担の変更

原契約別紙7の法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担を別紙2「法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担(第32,34,44,49,65,78条関係)の変更」のとおり変更する。

4 支払スケジュールの変更

変更契約1別紙3の支払スケジュールを別紙3「支払スケジュールの変更」のとおり変更する。

#### 5 変更理由

原契約別紙9「県が事業者に支払うサービス購入料について」の「2 サービス購入料1-(1)及び1-(2)の改定」に規定する建設費用の物価変動に伴う改定を行うとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が、令和元年10月1日から適用になることに伴う変更。

本変更契約の締結を証するため、本書を2通作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年5月15日

発 注 者 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

事業者神奈川県藤沢市村岡東一丁目5番8号

神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社

代表取締役 湯川 雅弘

### 支払限度額及び出来形予定額の変更

### (変更前)

11 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における本件工事費の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

平成29年度	420, 876, 000 円
平成30年度	1,504,228,320 円
平成31年度	12, 465, 759, 924 円
平成32年度	1, 812, 034, 800 円

12 支払限度額に対応する各会計年度の出来形予定額は、次のとおりである。

467, 640, 000	<b>手度</b> 467, 640	00 円	-
1, 671, 364, 800	<b>手</b> 度 1,671,364	00 円	-
12, 836, 744, 244	<b>丰</b> 度 12,836,744	44 P	-
1, 227, 150, 000	<b>手度</b> 1,227,150	00 円	]

### (変更後)

11 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における本件工事費の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

平成29年度	420, 876, 000 円
平成30年度	1,504,228,320 円
令和元年度	12, 940, 393, 798 円
令和2年度	1,875,683,240 円

12 支払限度額に対応する各会計年度の出来形予定額は、次のとおりである。

平成29年度	467, 640, 000 円
平成30年度	1,671,364,800円
令和元年度	13, 334, 503, 204 円
令和2年度	1, 267, 673, 354 円

### 法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担 (第32,34,44,49,65,78条関係)の変更

### (変更前)

法令変更により生じた合理的な増加費用及び損害が以下の①及び②のいずれかに該当する場合には 県が負担するものとし、それ以外の法令変更については事業者が負担するものとする。

- ①本事業に直接関係する法令変更
- ②消費税に関する法令変更

ただし、県が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなし、当該増加費用及び損害が事業期間の累計で20万円を超えた場合に、当該超えた部分について県が負担する。

### (変更後)

法令変更により生じた合理的な増加費用及び損害が以下の①及び②のいずれかに該当する場合には 県が負担するものとし、それ以外の法令変更については事業者が負担するものとする。

- ①本事業に直接関係する法令変更
- ②消費税に関する法令変更

ただし、上記①に該当する増加費用及び損害を県が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなし、当該増加費用及び損害が事業期間の累計で20万円を超えた場合に、当該超えた部分について県が負担する。

## 支払スケジュールの変更

## (変更前)

# 別表 支払スケジュール

## ①サービス購入料1

回数	時期	サービス購入料 1-(1)	サービス購入料 1-(2)	サービス購入料 1- (3)	サービス購入料 1 - (4)	消費税及び 地方消費税	合計
1	平成 29 年度	238, 770, 000 円	150, 930, 000 円	円	円	31, 176, 000 円	420, 876, 000 円
2	平成 30 年度	1, 160, 244, 000 円	232, 560, 000 円	円	円	111, 424, 320 円	1, 504, 228, 320 円
3	平成 31 年度	8, 499, 370, 300 円	3, 043, 000, 000 円	31, 645, 000 円	円	925, 921, 224 円	12, 499, 936, 524 円
4	平成 32 年度	円	1,677,810,000 円	円	29, 725, 000 円	136, 602, 800 円	1,844,137,800円

# ②サービス購入料2

回数	時期	サービス購入料 2- (1)	サービス購入料 2- (2)	消費税及び 地方消費税	合計
1	平成32年度第2四半期	38, 220, 125 円	円	3, 057, 610 円	41, 277, 735 F
2	平成 32 年度第 3 四半期	38, 220, 125 円	円	3,057,610円	41, 277, 735 F
3	平成 32 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	円	3, 057, 610 円	41, 277, 735 F
4	平成 33 年度第1 四半期	38, 220, 125 円	円	3,057,610円	41, 277, 735 F
5	平成33年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
6	平成33年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
7	平成 33 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
8	平成34年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
9	平成34年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
10	平成34年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
11	平成34年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
12	平成 35 年度第1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
13	平成35年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
14	平成 35 年度第 3 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
15	平成 35 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
16		38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
	平成36年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
17	平成36年度第2四半期				
18	平成36年度第3四半期	38, 220, 125 円 38, 220, 125 円	9, 257, 000 円 9, 257, 000 円	3, 798, 170 円 3, 798, 170 円	51, 275, 295   51, 275, 295
19	平成36年度第4四半期	, ,			51, 275, 295
20	平成37年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	
21	平成37年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
22	平成37年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
23	平成37年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
24	平成 38 年度第 1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
25	平成38年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
26	平成38年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
27	平成38年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
28	平成39年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
29	平成39年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
30	平成39年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
31	平成39年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
32	平成 40 年度第1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
33	平成 40 年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
34	平成 40 年度第3 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
35	平成 40 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
36	平成 41 年度第1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
37	平成 41 年度第2 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
38	平成 41 年度第3 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
39	平成 41 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
40	平成 42 年度第 1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
41	平成 42 年度第 2 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
42	平成 42 年度第3 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
43	平成 42 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
44	平成 43 年度第1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
45	平成 43 年度第2 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
46	平成 43 年度第 3 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
47	平成 43 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
48	平成 44 年度第1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
49	平成44年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
50	平成44年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
51	平成44年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
52	平成 45 年度第 1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
53	平成 45 年度第 2 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
54	平成 45 年度第 3 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
55	平成 45 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
		38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
56	平成 46 年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
57	平成 46 年度第 2 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295
58	平成 46 年度第 3 四半期				
59	平成 46 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	3, 798, 170 円	51, 275, 295

# ③サービス購入料3

回数	時期	サービス購入料	サービス購入料	消費税及び	合計
	五十 00 左连然 0 四 火 地	3 - (1)	3 - (2)	地方消費税	33, 299, 100 円
2	平成32年度第2四半期	23, 332, 500 円 23, 332, 500 円	7, 500, 000 円 7, 500, 000 円	2, 466, 600 円 2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
3	平成32年度第3四半期平成32年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100円
4	平成33年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2,466,600円	33, 299, 100円
5	平成33年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
6	平成 33 年度第 3 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
7	平成33年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
8	平成34年度第1四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
9	平成34年度第2四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
10	平成34年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
11	平成34年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
12	平成 35 年度第1 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
13	平成 35 年度第2 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2,466,600 円	33, 299, 100 円
14	平成 35 年度第 3 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2,466,600 円	33, 299, 100 円
15	平成 35 年度第 4 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2,466,600円	33, 299, 100 円
16	平成 36 年度第1 四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2,466,600円	33, 299, 100 円
17	平成 36 年度第2 四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2,466,600円	33, 299, 100 円
18	平成36年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
19	平成36年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
20	平成37年度第1四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
21	平成37年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2,466,600円	33, 299, 100 円
22	平成37年度第3四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
23	平成37年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
24	平成 38 年度第1 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
25	平成38年度第2四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
26	平成38年度第3四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
27	平成38年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
28	平成39年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
29	平成39年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
30	平成39年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
31	平成39年度第4四半期	23, 332, 500 円 23, 332, 500 円	7, 500, 000 円 7, 500, 000 円	2, 466, 600 円 2, 466, 600 円	33, 299, 100 円 33, 299, 100 円
32	平成40年度第1四半期 平成40年度第2四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100円
34	平成40年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
35	平成40年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
36	平成 41 年度第1 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
37	平成 41 年度第 2 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
38	平成 41 年度第 3 四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
39	平成 41 年度第 4 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
40	平成 42 年度第1 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
41	平成 42 年度第 2 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2,466,600円	33, 299, 100 円
42	平成 42 年度第 3 四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
43	平成 42 年度第 4 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
44	平成 43 年度第1四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
45	平成 43 年度第2四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
46	平成43年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
47	平成43年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
48	平成44年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
49	平成44年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
50	平成44年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
51	平成44年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
52	平成 45 年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
53	平成 45 年度第 2 四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
54	平成 45 年度第 3 四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
55 56	平成 45 年度第 4 四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円 2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
56 57	平成 46 年度第 1 四半期	23, 332, 500 円 23, 332, 500 円	7, 500, 000 円 7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円 33, 299, 100 円
57	平成46年度第2四半期平成46年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
58 59	平成 46 年度第 3 四千期 平成 46 年度第 4 四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
60	平成 47 年度第 1 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	2, 466, 600 円	33, 299, 100 円
00	1 州 11 下及为 1 四十州	25, 002, 000 [1	., 000, 000 [1	2, 100, 000   1	30, 200, 100   1

### ④サービス購入料4

回数	時期	サービス購入料 4	消費税及び 地方消費税	合計
1	平成 32 年度第 2 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
2	平成 32 年度第 3 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
3	平成 32 年度第 4 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
4	平成 33 年度第1 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
5	平成 33 年度第2 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
6	平成 33 年度第3 四半期	3,680,000円	294, 400 円	3, 974, 400 円
7	平成 33 年度第 4 四半期	3,680,000円	294, 400 円	3, 974, 400 円
8	平成34年度第1四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
9	平成 34 年度第 2 四半期	3,680,000円	294, 400 円	3, 974, 400 円
10	平成34年度第3四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
11	平成34年度第4四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
12	平成 35 年度第1 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
13	平成 35 年度第2 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
14	平成 35 年度第 3 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
15	平成 35 年度第 4 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
16	平成 36 年度第1 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
17	平成 36 年度第2 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
18	平成 36 年度第 3 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
19	平成36年度第4四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
20	平成37年度第1四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
21	平成37年度第2四半期	3,680,000円	294, 400 円	3, 974, 400 円
22	平成37年度第3四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
23	平成37年度第4四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3,974,400 円
24	平成 38 年度第 1 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3,974,400 円
25	平成 38 年度第 2 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
26	平成 38 年度第 3 四半期	3,680,000円	294, 400 円	3, 974, 400 円
27	平成38年度第4四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
28	平成 39 年度第1 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
29	平成 39 年度第 2 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
30	平成39年度第3四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
31	平成39年度第4四半期	3,680,000円	294, 400 円	3, 974, 400 円
32	平成 40 年度第1四半期	3,680,000円	294, 400 円	3, 974, 400 円
33	平成 40 年度第2四半期	3,680,000円	294, 400 円	3,974,400 円
34	平成 40 年度第3 四半期	3,680,000円	294, 400 円	3, 974, 400 円
35	平成 40 年度第 4 四半期	3,680,000円	294, 400 円	3, 974, 400 円
36	平成 41 年度第1 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
37	平成 41 年度第2四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
38	平成 41 年度第 3 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
39	平成 41 年度第 4 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
40	平成 42 年度第 1 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
41	平成 42 年度第 2 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
42	平成 42 年度第3四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
43	平成 42 年度第 4 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
44	平成 43 年度第1 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
45	平成43年度第2四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
46	平成43年度第3四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
47	平成43年度第4四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
48	平成 44 年度第 1 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
49	平成 44 年度第2 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3,974,400 円
50	平成44年度第3四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
51	平成 44 年度第 4 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
52	平成 45 年度第1 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3,974,400 円
53	平成 45 年度第2四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3,974,400 円
54	平成 45 年度第3 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
55	平成 45 年度第4 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
56	平成 46 年度第 1 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3,974,400 円
57	平成 46 年度第2 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
58	平成 46 年度第3 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円
59	平成 46 年度第 4 四半期	3, 680, 000 円	294, 400 円	3,974,400 円
60	平成 47 年度第1 四半期	3,680,000 円	294, 400 円	3, 974, 400 円

# (変更後)

# 別表 支払スケジュール

# ①サービス購入料 1

回数	時期	サービス購入料 1 - (1)	サービス購入料 1 - (2)	サービス購入料 1- (3)	サービス購入料 1-(4)	消費税及び 地方消費税	合計
1	平成 29 年度	238, 770, 000 円	150, 930, 000 円	円	円	31, 176, 000 円	420, 876, 000 円
2	平成 30 年度	1, 160, 244, 000 円	232, 560, 000 円	円	円	111, 424, 320 円	1,504,228,320円
3	令和元年度	8, 800, 030, 049 円	3, 173, 825, 591 円	31, 645, 000 円	H	969, 702, 658 円	12, 975, 203, 298 円
4	令和2年度	円	1,735,672,218円	円	29, 725, 000 円	142, 983, 522 円	1, 908, 380, 740 円

### ②サービス購入料2

回数	時期	サービス購入料 2-(1)	サービス購入料 2-(2)	消費税及び 地方消費税	合計
1	令和2年度第2四半期	38, 220, 125 円	円	3,822,042 円	42, 042, 167 円
2	令和2年度第3四半期	38, 220, 125 円	円	3,822,012 円	42,042,137 円
3	令和2年度第4四半期	38, 220, 125 円	円	3,822,012 円	42,042,137 円
4	令和3年度第1四半期	38, 220, 125 円	円	3,822,012 円	42,042,137 円
5	令和3年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
6	令和3年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
7	令和3年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
8	令和4年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
9	令和4年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
10	令和4年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
11	令和4年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
12	令和5年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
13	令和5年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
14	令和5年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
15	令和5年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
16	令和6年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
17	令和6年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
18	令和6年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
19	令和6年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
20	令和7年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
21	令和7年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
22	令和7年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
23	令和7年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
24	令和8年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
25	令和8年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
26	令和8年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
27	令和8年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
28	令和9年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
29	令和9年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
30	令和9年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
31	令和9年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
32	令和10年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 円
33	令和10年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
34	令和10年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
35	令和10年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
36	令和11年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
37	令和11年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
38	令和11年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
39	令和11年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
40	令和 12 年度第 1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
41	令和12年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
42	令和12年度第2四十期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
43	令和12年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
44	令和13年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
45	令和13年度第1四十期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
46	令和13年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
47	令和13年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
48	令和14年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
49	令和14年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
50	令和14年度第2四十期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
51	令和14年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
52	令和15年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
53	令和15年度第1四十期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
	令和15年度第3四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
54 55	令和 15 年度第 3 四半期 令和 15 年度第 4 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
56	<u> </u>	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712円	52, 224, 837 円
	令和16年度第1四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4, 747, 712 円	52, 224, 837 円
57	令和16年度第2四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4, 747, 712 円	52, 224, 837 円
58	令和16年度第3四半期			-	
59	令和16年度第4四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4, 747, 712 円	52, 224, 837 円
60	令和 17 年度第 1 四半期	38, 220, 125 円	9, 257, 000 円	4,747,712 円	52, 224, 837 F

### ③サービス購入料3

9 /	ヒム購入科3				
回数	時期	サービス購入料 3-(1)	サービス購入料 3-(2)	消費税及び 地方消費税	合計
1	令和2年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
2	令和2年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
3	令和2年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
4	令和3年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
5	令和3年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3,083,250円	33, 915, 750 円
6	令和3年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
7	令和3年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
8	令和4年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
9	令和4年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
10	令和4年度第3四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
11	令和4年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
12	令和5年度第1四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
13	令和5年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
-		23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	
14	令和5年度第3四半期		7,500,000円	1 1 1	33, 915, 750 円
15	令和5年度第4四半期	23, 332, 500 円		3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
16	令和6年度第1四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
17	令和6年度第2四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
18	令和6年度第3四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
19	令和6年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
20	令和7年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
21	令和7年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
22	令和7年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
23	令和7年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
24	令和8年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
25	令和8年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
26	令和8年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
27	令和8年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
28	令和9年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
29	令和9年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
30	令和9年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
31	令和9年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
32	令和10年度第1四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
33	令和10年度第2四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
34	令和10年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
		23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
35	令和10年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
36	令和11年度第1四半期				
37	令和11年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
38	令和11年度第3四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
39	令和11年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3,083,250円	33, 915, 750 円
40	令和12年度第1四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
41	令和12年度第2四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
42	令和12年度第3四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
43	令和12年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
44	令和13年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
45	令和13年度第2四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
46	令和13年度第3四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
47	令和13年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
48	令和14年度第1四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
49	令和14年度第2四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
50	令和14年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
51	令和14年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
52	令和 15 年度第1 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
53	令和 15 年度第 2 四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
54	令和15年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
55	令和15年度第4四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
56	令和16年度第1四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
57	令和16年度第2四半期	23, 332, 500 円	7, 500, 000 円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
58	令和16年度第3四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
59	令和16年度第4四半期	23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
		23, 332, 500 円	7,500,000円	3, 083, 250 円	33, 915, 750 円
60	令和17年度第1四半期	20, 332, 300 円	7, 500, 000 円	ə, voə, 200 🗂	55, 315, 750 円

## ④サービス購入料4

回数	時期	サービス購入料	消費税及び 地方消費税	合計
1	令和2年度第2四半期	3,680,000 円	368,000 円	4,048,000円
2	令和2年度第3四半期	3,680,000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
3	令和2年度第4四半期	3,680,000円	368,000 円	4,048,000円
4	令和3年度第1四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
5	令和3年度第2四半期	3,680,000円	368,000 円	4,048,000円
6	令和3年度第3四半期	3,680,000円	368,000 円	4, 048, 000 円
7	令和3年度第4四半期	3,680,000円	368,000 円	4,048,000円
8	令和4年度第1四半期	3,680,000円	368, 000 円	4,048,000円
9	令和4年度第2四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
10	令和4年度第3四半期	3,680,000円	368, 000 円	4,048,000円
11	令和4年度第4四半期	3, 680, 000 円	368,000 円	4, 048, 000 円
12	令和5年度第1四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
13	令和5年度第2四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4,048,000円
14	令和5年度第3四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
15	令和5年度第4四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
16	令和6年度第1四半期	3, 680, 000 円	368,000円	4, 048, 000 円
17	令和6年度第2四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
18	令和6年度第3四半期	3, 680, 000 円	368,000円	4, 048, 000 円
19	令和6年度第4四半期	3,680,000円	368, 000 円	4,048,000円
20	令和7年度第1四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4,048,000円
21	令和7年度第2四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
22	令和7年度第3四半期	3,680,000円	368, 000 円	4, 048, 000 円
23	令和7年度第4四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4,048,000円
24	令和8年度第1四半期	3, 680, 000 円 3, 680, 000 円	368,000円	
25	令和8年度第2四半期	3,680,000円	368,000円	4,048,000円
26	令和8年度第3四半期	3,680,000円	368,000円	4, 048, 000 円
27	令和8年度第4四半期 令和9年度第1四半期	3,680,000円	368,000円	4, 048, 000 円
29	令和9年度第2四半期	3, 680, 000 円	368,000円	4, 048, 000 円
30	令和9年度第3四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
31	令和9年度第4四半期	3, 680, 000 円	368,000円	4, 048, 000 円
32	令和10年度第1四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
33	令和10年度第2四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
34	令和10年度第3四半期	3, 680, 000 円	368,000 円	4, 048, 000 円
35	令和10年度第4四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
36	令和11年度第1四半期	3,680,000円	368,000 円	4, 048, 000 円
37	令和11年度第2四半期	3,680,000 円	368,000円	4,048,000円
38	令和11年度第3四半期	3, 680, 000 円	368,000 円	4,048,000円
39	令和11年度第4四半期	3, 680, 000 円	368,000 円	4, 048, 000 円
40	令和 12 年度第 1 四半期	3, 680, 000 円	368,000 円	4,048,000円
41	令和12年度第2四半期	3,680,000円	368,000 円	4,048,000円
42	令和12年度第3四半期	3,680,000円	368,000 円	4,048,000円
43	令和12年度第4四半期	3,680,000円	368,000 円	4,048,000円
44	令和13年度第1四半期	3,680,000 円	368,000 円	4, 048, 000 円
45	令和13年度第2四半期	3,680,000 円	368,000 円	4,048,000円
46	令和13年度第3四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4,048,000円
47	令和13年度第4四半期	3,680,000円	368,000 円	4,048,000円
48	令和14年度第1四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4,048,000円
49	令和14年度第2四半期	3,680,000円	368, 000 円	4,048,000円
50	令和14年度第3四半期	3,680,000円	368,000 円	4,048,000円
51	令和14年度第4四半期	3,680,000円	368,000円	4,048,000円
52	令和15年度第1四半期	3,680,000円	368,000円	4,048,000円
53	令和15年度第2四半期	3,680,000円	368,000 円	4,048,000円
54	令和15年度第3四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
55	令和15年度第4四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4, 048, 000 円
56	令和16年度第1四半期	3, 680, 000 円	368, 000 円	4,048,000円
57	令和16年度第2四半期	3,680,000円	368, 000 円	4,048,000円
58	令和16年度第3四半期	3,680,000円	368, 000 円	4,048,000円
59	令和16年度第4四半期	3,680,000円	368, 000 円	4, 048, 000 円
60	令和17年度第1四半期	3,680,000円	368, 000 円	4, 048, 000 円